

議案第46号

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例（平成27年3月目黒
区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、特別利用保育」及び「、特別利用地域型保育」を削り、
同条第2項中「特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育」を「特
定地域型保育」に、「、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定
める割合」を「100分の50」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「、
特別利用保育」及び「、特別利用地域型保育」を削り、同条第4項中「、特別
利用保育」及び「、特別利用地域型保育」を削り、同項第1号中「（教育認定
子どもが特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた場合にあつては、77、
101円未満）」を削る。

第4条第1項中「除く。）」の次に「並びに特別利用保育及び特別利用地域
型保育に係るもの」を加え、同条第2項各号及び第3項中「又は特別利用教育」
を「、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 保育標準時間

各月初日の支給認定子ども の属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）
-----------------------------	------------

	民税のうち均等割のみの世帯			2,000	1,400	1,400
C 2	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額	ひとり親等世帯	1,250	1,050	1,050
			ひとり親等世帯以外の世帯	2,500	2,100	2,100
C 3	ち所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以上45,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,600	1,400	1,350
			ひとり親等世帯以外の世帯	3,200	2,800	2,700
D 1		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,550	3,000	3,000
			ひとり親等世帯以外の世帯	7,100	6,000	6,000
D 2		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	4,400	3,850	3,800
			ひとり親等世帯以外の世帯	8,800	7,700	7,600

D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	4,950	4,900	4,850
		ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)及びひとり親等世帯以外の世帯	9,900	9,800	9,700
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯		16,500	11,700	11,600
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯		20,600	13,700	13,600
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯		23,100	15,400	15,300
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯				

	,000円未満の世帯	25,900	17,300	17,200
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が220,000円以上245 ,000円未満の世帯	28,300	18,800	18,700
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が245,000円以上270 ,000円未満の世帯	31,000	20,500	20,300
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が270,000円以上295 ,000円未満の世帯	33,400	22,500	21,000
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が295,000円以上320 ,000円未満の世帯	36,100	24,600	21,800
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が320,000円以上345 ,000円未満の世帯	38,700	26,400	22,600
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が345,000円以上360 ,000円未満の世帯	41,400	28,200	23,400
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が360,000円以上375 ,000円未満の世帯	43,900	29,200	24,200
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が375,000円以上390 ,000円未満の世帯	46,400	30,100	24,800
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が390,000円以上405			

	, 000円未満の世帯	48, 000	30, 800	25, 300
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が405, 000円以上420 , 000円未満の世帯	50, 000	31, 200	25, 600
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が420, 000円以上470 , 000円未満の世帯	55, 200	31, 600	25, 900
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が470, 000円以上520 , 000円未満の世帯	62, 100	32, 000	26, 400
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が520, 000円以上570 , 000円未満の世帯	69, 400	32, 300	26, 600
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が570, 000円以上735 , 000円未満の世帯	75, 700	32, 700	26, 900
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が735, 000円以上900 , 000円未満の世帯	77, 700	33, 100	27, 200
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が900, 000円以上1, 1 00, 000円未満の世帯	79, 000	33, 600	27, 800
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が1, 100, 000円以上 1, 300, 000円未満の世帯	80, 400	34, 000	28, 400
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が1, 300, 000円以上			

	の世帯	81,600	34,500	28,900
--	-----	--------	--------	--------

2 保育短時間

各月初日の支給認定子ども の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）		
階層 区分	定義		3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児
A	被保護世帯等及び支給認定保護者が里親である世帯		円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0	0
C ₁	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯	1,000	700	700
		ひとり親等世帯以外の世帯	2,000	1,400	1,400
C ₂	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,250	1,050	1,050
		ひとり親等世帯以外の世帯	2,500	2,100	2,100
C ₃	ち所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以上の世帯	ひとり親等世帯	1,600	1,400
		ひとり親等世帯以外の世帯			

	45,000円未満の世帯		3,200	2,800	2,700
D 1	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,500	2,950	2,950
		ひとり親等世帯以外の世帯	7,000	5,900	5,900
D 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	4,350	3,800	3,750
		ひとり親等世帯以外の世帯	8,700	7,600	7,500
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	4,900	4,850	4,800
		ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)			

		。)及びひとり 親等世帯以外の 世帯	9,800	9,700	9,600
D 4		当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が90,000円以上125, 000円未満の世帯	16,300	11,600	11,500
D 5		当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が125,000円以上160 ,000円未満の世帯	20,300	13,500	13,400
D 6		当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が160,000円以上195 ,000円未満の世帯	22,800	15,200	15,100
D 7		当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が195,000円以上220 ,000円未満の世帯	25,500	17,100	17,000
D 8		当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が220,000円以上245 ,000円未満の世帯	27,900	18,500	18,400
D 9		当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が245,000円以上270 ,000円未満の世帯	30,500	20,200	20,000
D 10		当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が270,000円以上295 ,000円未満の世帯	32,900	22,200	20,700
D 11		当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が295,000円以上320 ,000円未満の世帯	35,500	24,200	21,500

D ₁₂	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が320,000円以上345 ,000円未満の世帯	38,100	26,000	22,300
D ₁₃	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が345,000円以上360 ,000円未満の世帯	40,700	27,800	23,100
D ₁₄	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が360,000円以上375 ,000円未満の世帯	43,200	28,800	23,800
D ₁₅	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が375,000円以上390 ,000円未満の世帯	45,700	29,600	24,400
D ₁₆	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が390,000円以上405 ,000円未満の世帯	47,200	30,300	24,900
D ₁₇	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が405,000円以上420 ,000円未満の世帯	49,200	30,700	25,200
D ₁₈	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が420,000円以上470 ,000円未満の世帯	54,300	31,100	25,500
D ₁₉	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が470,000円以上520 ,000円未満の世帯	61,100	31,500	26,000
D ₂₀	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が520,000円以上570 ,000円未満の世帯	68,300	31,800	26,200

D21	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	74,500	32,200	26,500
D22	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	76,400	32,600	26,800
D23	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	77,700	33,100	27,400
D24	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	79,100	33,500	28,000
D25	当該年度分の区市町村民税のうち 所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	80,300	34,000	28,500

注1 年齢の区分は、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した年度の初日の前日における支給認定子どもの満年齢による。

2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

3 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。

4 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

5 月の中途において特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用

者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第2Cの項中「14,100」を「10,100」に改め、同表注4中「又は特別利用教育」を「、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育」に改める。

別表第3の2中

E	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）	3,000
		ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。）及びひとり親等世帯以外の世帯	12,500

を

E	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,101円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,000
		ひとり親等世帯以外の世帯	10,100
F	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上の世帯		12,500

に改める。

別表第4の1の表の部分を次のように改める。

各月初日の支給認定子ども	区立保育所延長
--------------	---------

の属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	被保護世帯等及び支給認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0
C ₁	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	600	600	600
C ₂	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	600	600	600
C ₃	区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以上45,000円未満の世帯	600	600	600
D ₁	課税額が0円以外の世帯	900	900	900
D ₂	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	900	900	900
D ₃	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	900	900	900
D ₄	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上			

	125,000円未満の世帯	1,600	1,300	1,300
D ₅	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上 160,000円未満の世帯	2,000	1,300	1,300
D ₆	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上 195,000円未満の世帯	2,200	1,400	1,300
D ₇	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上 220,000円未満の世帯	2,600	1,800	1,700
D ₈	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上 245,000円未満の世帯	2,800	1,900	1,900
D ₉	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が245,000円以上 270,000円未満の世帯	3,100	2,000	2,000
D ₁₀	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上 295,000円未満の世帯	3,300	2,200	2,000
D ₁₁	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上 320,000円未満の世帯	3,600	2,400	2,100
D ₁₂	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上 345,000円未満の世帯	3,800	2,600	2,200
D ₁₃	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上			

	360,000円未満の世帯	4,100	2,800	2,300
D14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上 375,000円未満の世帯	4,300	2,900	2,400
D15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上 390,000円未満の世帯	4,600	3,000	2,400
D16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が390,000円以上 405,000円未満の世帯	4,800	3,000	2,400
D17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が405,000円以上 420,000円未満の世帯	5,000	3,100	2,500
D18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が420,000円以上 470,000円未満の世帯	5,500	3,100	2,500
D19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が470,000円以上 520,000円未満の世帯	6,100	3,200	2,600
D20	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上 570,000円未満の世帯	6,900	3,200	2,600
D21	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上 735,000円未満の世帯	7,500	3,200	2,600
D22	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上			

	900,000円未満の世帯	7,700	3,300	2,700
D23	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	7,800	3,300	2,700
D24	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	8,000	3,400	2,800
D25	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	8,100	3,500	2,800

付 則

- この条例は、平成30年9月1日から施行し、この条例による改正後の目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例（以下「新条例」という。）別表第2及び別表第3の規定は、同年4月1日から適用する。
- 新条例第3条第2項、別表第1及び別表第4の規定は、平成30年9月以後の月分の利用者負担額等について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額等については、なお従前の例による。

(説明) 保育所等の利用者負担額及び延長保育料の額を引き上げ、第2子に係る保育所等の利用者負担額の軽減措置を拡充するとともに、低所得世帯に係る幼稚園及びこども園の利用者負担額を減額し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額のうち特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものは、次の各号に掲げる保育の利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育（保育に限る。）、<u>特定地域型保育</u>又は特定利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、当該支給認定子どものほかに保育所、認定こども園、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。次条第2項第1号において同じ。）その他区長が認める施設に在籍し、又は特定地域型保育事業者から特定地域型保育、特別利用地域型保育若しくは特定利用地域型保育を受けている小学校就学前子ども（以下この項において「保育所等在籍等子ども」という。）が1人以上ある世帯に属する場合であって、当該支給認定子どもが最年長の保育所等在籍等子どもの</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額のうち特定教育・保育（保育に限る。）、<u>特別利用保育</u>、<u>特定地域型保育</u>、<u>特別利用地域型保育</u>及び特定利用地域型保育に係るものは、次の各号に掲げる保育の利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育（保育に限る。）、<u>特別利用保育</u>、<u>特定地域型保育</u>、<u>特別利用地域型保育</u>又は特定利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、当該支給認定子どものほかに保育所、認定こども園、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。次条第2項第1号において同じ。）その他区長が認める施設に在籍し、又は特定地域型保育事業者から特定地域型保育、特別利用地域型保育若しくは特定利用地域型保育を受けている小学校就学前子ども（以下この項において「保育所等在籍等子ども」という。）が1人以上ある世帯に属する場合であって、当該支給認定子ど</p>

次の年長の保育所等在籍等子どもであるときは、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、別表第1の1又は2に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族である子どもが3人以上ある世帯に属する場合であって、当該支給認定子どもが第3子以降の子どもであるときは、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

もが最年長の保育所等在籍等子どもの次の年長の保育所等在籍等子どもであるときは、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、別表第1の1又は2に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) C階層及びD1からD12階層までの階層に属する世帯 100分の50

(2) D13階層からD17階層までの階層に属する世帯 100分の60

(3) D18階層からD25階層までの階層に属する世帯 100分の70

3 前2項の規定にかかわらず、特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族である子どもが3人以上ある世帯に属する場合であって、当該支給認定子どもが第3子以降の子どもであるときは、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯（当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分とする。次号及び次条第3項第1号において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。次号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。）（次号に掲げる者を除く。）別表第1の1又は2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) （現行に同じ。）

第4条 利用者負担額のうち特定教育・保育（教育に限る。）及び特別利用教育に係るもの（区立幼稚園及び区立こども園の利用に係るものを除く。

）並びに特別利用保育及び特別利用地域型保育に係るものは、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、当該支給認定子どものほかに幼稚園、認定こども園、保育所その他区長が認める施設に在

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯（当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分とする。次号及び次条第3項第1号において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満（教育認定子どもが特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた場合にあっては、77,101円未満）の世帯に限る。次号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。）（次号に掲げる者を除く。）別表第1の1又は2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) （省略）

第4条 利用者負担額のうち特定教育・保育（教育に限る。）及び特別利用教育に係るもの（区立幼稚園及び区立こども園の利用に係るものを除く。

）は、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育の利用に係る支給認定子どもが、当該支給認定子どものほかに幼稚園、認定こども園、保育所その他区長が認める施設に在籍し、又は特定地域型保育事業者から

籍し、又は特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育若しくは特定利用地域型保育を受けている小学校就学前子ども（以下この号及び次号において「幼稚園等在籍等子ども」という。）が1人以上ある世帯に属する場合であって、次のいずれかに該当するとき（次号及び第3号に該当する場合を除く。）。

ア・イ（現行に同じ。）

- (2) 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、学校教育法第1条に規定する小学校（同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程及び同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部を含む。次号において同じ。）の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（これに準ずる者として区長が認めるものを含む。次号において同じ。）が1人ある世帯に属する場合であって、次のいずれかに該当するとき。

ア・イ（現行に同じ。）

- (3) 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、小学校の第1学年から第3学年までに在籍する子どもが2人以上ある世帯に属する場合
無料

特別利用地域型保育若しくは特定利用地域型保育を受けている小学校就学前子ども（以下この号及び次号において「幼稚園等在籍等子ども」という。）が1人以上ある世帯に属する場合であって、次のいずれかに該当するとき（次号及び第3号に該当する場合を除く。）。

ア・イ（省略）

- (2) 特定教育・保育（教育に限る。）、又は特別利用教育の利用に係る支給認定子どもが、学校教育法第1条に規定する小学校（同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程及び同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部を含む。次号において同じ。）の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（これに準ずる者として区長が認めるものを含む。次号において同じ。）が1人ある世帯に属する場合であって、次のいずれかに該当するとき。

ア・イ（省略）

- (3) 特定教育・保育（教育に限る。）、又は特別利用教育の利用に係る支給認定子どもが、小学校の第1学年から第3学年までに在籍する子どもが2人以上ある世帯に属する場合 無料

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

別表第1 (第3条関係)

(省略)

別表第2 (第4条関係)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
(現行に同じ。)		
C	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
	ひとり親等世帯以外の世帯	<u>10,100</u>
(現行に同じ。)		

注1～3 (現行に同じ。)

4 月の中途において特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (省略)

別表第1 (第3条関係)

(資料別表第1のとおり。)

別表第2 (第4条関係)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
(省 略)		
C	(省 略)	(省 略)
	ひとり親等世帯以外の世帯	<u>14,100</u>
(省 略)		

注1～3 (省略)

4 月の中途において特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この

長が必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第3（第5条関係）

1（現行に同じ。）

2 区立こども園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負
階層区分	定義		担額（月額）
（現行に同じ。）			
E	当該年度分の 区市町村民税 のうち所得割 課税額が10, 000円を超え 77,101円未満 の世帯	ひとり親等世帯	3,000
		ひとり親等世帯以外の世帯	10,100
F	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上の世帯		12,500

限りでない。

別表第3（第5条関係）

1（省略）

2 区立こども園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負
階層区分	定義		担額（月額）
（省略）			
E	当該年度分の 区市町村民税 のうち所得割 課税額が10,0 00円を超える 世帯	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）	3,000
		ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。）及びひとり親等世帯以外の世帯	12,500

(注現行に同じ。)

別表第4 (第7条関係)

1 (省略)

2・3 (現行に同じ。)

(注省略)

別表第4 (第7条関係)

1 (資料別表第2のとおり。)

2・3 (省略)

資料別表第1

1 保育標準時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。)を受けている者の属する世帯(以下「被保護世帯等」という。)並びに支給認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯	950	650	650
		ひとり親等世帯以外の世帯	1,900	1,300	1,300
C2	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,200	1,000	1,000
		ひとり親等世帯以外の世帯	2,400	2,000	2,000
C3	ち所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以上45,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,550	1,350
		ひとり親等世帯以外の世帯	3,100	2,700	2,600

D 1	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,450	2,900	2,900
		ひとり親等世帯以外の世帯	6,900	5,800	5,800
D 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	4,300	3,750	3,700
		ひとり親等世帯以外の世帯	8,600	7,500	7,400
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	4,850	4,800	4,750
		ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)及びひとり親等世帯以外の世帯	9,700	9,600	9,500
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯		16,300	11,500	11,400
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯		20,200	13,400	13,300
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯		22,700	15,100	15,000
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯		25,400	17,000	16,900
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上245,000円未満の世帯		27,500	18,300	18,200
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち		29,700	19,600	19,400

	ち所得割課税額が245,000円以上270,000円未満の世帯			
D10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上295,000円未満の世帯	31,500	21,000	19,600
D11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上320,000円未満の世帯	33,400	22,300	19,800
D12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上345,000円未満の世帯	35,100	23,300	20,000
D13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	36,900	24,400	20,200
D14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	38,500	24,700	20,400
D15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	40,100	25,000	20,600
D16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	41,500	25,300	20,800
D17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	43,200	25,600	21,000
D18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	47,700	25,900	21,200
D19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	53,700	26,200	21,400
D20	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	60,100	26,500	21,600
D21	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	65,500	26,800	21,800
D22	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	66,800	27,200	22,100
D23	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	67,900	27,500	22,300

D24	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	69,100	27,800	22,500
D25	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	70,200	28,100	22,700

2 保育短時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	被保護世帯等及び支給認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯	950	650	650
		ひとり親等世帯以外の世帯	1,900	1,300	1,300
C2	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,200	1,000	1,000
		ひとり親等世帯以外の世帯	2,400	2,000	2,000
C3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以外の世帯	ひとり親等世帯	1,550	1,350	1,300
		ひとり親等世帯以外の世帯	3,100	2,700	2,600
D1	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,400	2,900	2,900
		ひとり親等世帯以外の世帯	6,800	5,800	5,800
D2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	4,250	3,700	3,650
		ひとり親等世帯以外の世帯	8,500	7,400	7,300

	世帯				
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	4,800	4,750	4,700
		ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)及びひとり親等世帯以外の世帯	9,600	9,500	9,400
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯		16,100	11,400	11,300
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯		19,900	13,200	13,100
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯		22,400	14,900	14,800
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯		25,000	16,800	16,700
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上245,000円未満の世帯		27,100	18,000	17,900
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が245,000円以上270,000円未満の世帯		29,200	19,300	19,100
D10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上295,000円未満の世帯		31,000	20,700	19,300
D11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上320,000円未満の世帯		32,900	22,000	19,500
D12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上345,000円未満の世帯		34,600	23,000	19,700

D13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	36,300	24,000	19,900
D14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	37,900	24,300	20,100
D15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	39,500	24,600	20,300
D16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	40,800	24,900	20,500
D17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	42,500	25,200	20,700
D18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	46,900	25,500	20,900
D19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	52,800	25,800	21,100
D20	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	59,100	26,100	21,300
D21	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	64,400	26,400	21,500
D22	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	65,700	26,800	21,800
D23	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	66,800	27,100	22,000
D24	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	68,000	27,400	22,200
D25	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	69,100	27,700	22,400

注

- 1 年齢の区分は、特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した年度の初日の前日における支給認定子どもの満年齢による。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

- 3 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 5 月の中途において特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

資料別表第2

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		区立保育所延長保育料(月額)		
階層区分	定義	3歳未満 児	3歳児	4歳以上 児
A	被保護世帯等及び支給認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0
C1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	600	600	600
C2	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	600	600	600
C3	区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以上45,000円未満の世帯	600	600	600
D1	課税額が0円以外の世帯 当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	900	900	900
D2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	900	900	900
D3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	900	900	900
D4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯	1,500	1,300	1,300
D5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯	1,900	1,300	1,300
D6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯	2,100	1,300	1,300
D7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯	2,500	1,700	1,600
D8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上245,000円未満の世帯	2,700	1,800	1,800
D9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が245,000円以上270,000円未満の世帯	2,900	1,900	1,900

D10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上295,000円未満の世帯	3,100	2,100	1,900
D11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上320,000円未満の世帯	3,300	2,200	1,900
D12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上345,000円未満の世帯	3,500	2,300	2,000
D13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	3,600	2,400	2,000
D14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	3,800	2,400	2,000
D15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	4,000	2,500	2,000
D16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	4,100	2,500	2,000
D17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	4,300	2,500	2,100
D18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	4,700	2,500	2,100
D19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	5,300	2,600	2,100
D20	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	6,000	2,600	2,100
D21	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	6,500	2,600	2,100
D22	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	6,600	2,700	2,200
D23	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	6,700	2,700	2,200
D24	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	6,900	2,700	2,200

D25	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	7,000	2,800	2,200
-----	---------------------------------------	-------	-------	-------

(注省略)